

運動部及び文化部活動の運営方針

茨城県立筑波高等学校

「茨城県運動部活動の運営方針」に基づき、本校の運動部及び文化部の活動に係る運営方針を以下のように定める。

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週当たり1日以上を休養日設ける。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中に、休養期間を設ける。
- (3) 原則として、長期休業中の閉庁日については、休養日とする。

3 運動部活動の活動時間

1日の活動時間は、原則として、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。

4 運動部活動の朝の活動

原則として朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。

6 安全管理と事故防止

(1) 安全管理について

施設・用具の点検，健康管理，事故やケガが発生した場合の対応を考え，日頃から生徒にも指導しておく。

(2) 事故防止について

生徒の実態（技能・健康状態等），施設用具，他の運動部との関連等を考慮し活動することで事故防止に努める。

(3) 熱中症等事故の防止について

- ア 夏季等において，熱中症など生徒の健康に留意し，休養を適宜考慮し活動する。
- イ 気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯における屋外の活動を原則として行わない等，適切に対応する。
- ウ 高温や多湿時において，実施が可能と判断し活動する際にも，生徒の健康管理を第一優先に考え，参加生徒の健康観察を実施し，長時間のランニングや激しい運動は避け，こまめな水分・塩分等の補給や休息の取得等，生徒の健康管理の徹底をする。
- エ 万が一，熱中症の疑いのある症状が見られた場合には，早期の水分・塩分の補給や体温の冷却，病院への搬送等，迅速かつ適切な対応の徹底をする。

7 文化部の活動

県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをする。